

要請訪問 (公立高等学校・県立中学校・城ノ内中等教育学校・特別支援学校)

	要 請 訪 問 A	要 請 訪 問 B
1 目 的	研究授業に伴う授業研究会において指導助言を行い、指導方法・技術等の向上を図る。	教育の情報化及び特別支援教育に関する研修や文部科学省・県指定研究校等の校内研修において指導助言を行い、指導力の向上及び研究の充実を図る。
2 実施方法	公立高等学校、県立中学校、城ノ内中等教育学校及び特別支援学校からの要請に応じて訪問する。	研究主題・教科等を考慮して訪問する。
3 派遣者	指導主事 ※ 県立中学校・城ノ内中等教育学校（前期課程）については、学校教育指導員及び学校訪問指導員の派遣も可能。 （詳細については、幼・小・中学校要項を御確認ください。）	
4 訪問期日	5月から2月末まで	協議の上、決定する。
5 実施内容	課題や研究主題等について協議し、指導助言を行う。	
6 申請方法	① 要請訪問申請書は、別紙様式により、 <u>訪問希望日の1か月前までに、総合教育センター所長まで送付する。</u> ただし、指導主事に対する要請訪問のうち、保健体育・体育（専門）、学校保健関係は体育健康安全課長、産業教育関係（農業・工業・商業・水産）は学校教育課長、人権教育関係は人権教育課長まで送付する。 ② 派遣者名を所属長から申請校に連絡する。 ③ 申請者は、日程・研究課題を記載したもの、指導案等を作成し、 <u>訪問日の1週間前（必着）までに、派遣者まで送付する。</u>	

※ 要請訪問申請書は総合教育センターのWebサイトからダウンロードできます。